

令和 6 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

(西条地域労働者福祉協議会)

西 条 市 監 査 委 員

目 次

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について	1
第 1 監査の対象	2
第 2 監査の期間	2
第 3 監査の着眼点	2
第 4 監査の実施内容	2
第 5 監査の結果	2
1 西条地域労働者福祉協議会に対する補助金について	3

西監第78号
令和6年11月25日

西条市長 玉井敏久 殿
西条市議会議長 楠 學 殿

西条市監査委員 東 元 道 明
西条市監査委員 徳 増 竜 伍
西条市監査委員 行 元 博

令和6年度財政援助団体等監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項及び西条市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和6年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の対象

令和5年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体に対する補助金について監査を実施した。

監査対象団体	補助金の名称	所管部署
西条地域労働者福祉協議会	西条市地域労働者福祉協議会 補助金	産業経済部 産業振興課

第2 監査の期間

令和6年9月6日から令和6年10月30日まで

第3 監査の着眼点

- (1) 補助対象や金額の算定基準は要綱等により明確になっているか。
- (2) 実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- (3) 補助金の使途は適切か。
- (4) 出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- (5) 補助金で購入した物品等の管理は適正か。

第4 監査の実施内容

団体及び所管部署から関係書類等の提出を求め、関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行ったほか、出納関係帳票の整備の状況等について関係者に出席を求め、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の結果

関係書類の提出を受け、審査した結果おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、改善又は検討を要する事項については、団体と所管部署に指導を行い、適正な事務の執行を求めた。

団体及び所管部署においては、指示、指導を行ったため本報告書への記述を省略した軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体等の監査結果は次のとおりである。

1 西条地域労働者福祉協議会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 西条市地域労働者福祉協議会補助金
- (2) 補助金交付先 西条地域労働者福祉協議会
- (3) 補助金額 1, 370, 000円
- (4) 支出年月日及び金額 令和5年5月25日 1, 370, 000円
- (5) 支出根拠 西条市補助金等交付規則
西条市地域労働者福祉協議会補助金交付要綱
- (6) 西条地域労働者福祉協議会に関する指摘事項

ア 全般について

おおむね適正に執行されていることを確認した。引き続き適正且つ円滑な事務の執行に努められたい。

(7) 産業経済部 産業振興課に関する指摘事項

ア 補助金交付事務について（(ア)は指摘事項、(イ)は(ア)に対する回答を表す。）

(ア) 支出に対する証憑書類等については、相手方の帳簿等において確認しているとのことであるが、証拠書類の添付は、今後も求めないのであれば、「いつ、どこで、誰が、どのように確認を行ったのか」記録したものを残しておくべきではないかと考える。より適正な事務処理となるよう今後の取扱いについて、検討されたい。

当該補助金については、令和5年度の産業振興課の定期監査等の中でも監査しており、軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正に事務処理がなされていた。

(イ) 証憑書類等の確認については、ご指摘いただいたとおり「いつ、どこで、誰が、どのように確認を行ったのか」を記録として残すよう対応する。